

狛江市ごみ分別アプリにおけるバナー広告の掲載に関する取扱基準

平成30年4月16日

市長決裁

(目的)

第1条 この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年要綱第84号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、狛江市ごみ分別アプリにおけるバナー広告（以下「バナー広告」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第5条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 掲載位置等 狛江市ごみ分別アプリのトップページ下部の指定する位置に掲載し、掲載数に応じて平均的に表示するものとする。

(2) 規格及び掲載枠数

大きさ	縦100ピクセル・横640ピクセル
データ量	3KB以内
データ形式	PNG又はJPEG形式（アニメーションは不可）
掲載枠数	10枠

(3) 掲載期間 1月単位で、1回の申込みにより12月を限度に年度ごとに掲載を決定することができる。

(4) 広告掲載料 1枠当たり月額3,000円

(広告掲載希望者の募集方法)

第3条 要綱第7条に規定する募集は、原則として広報及びホームページに掲載する方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第8条に規定する申込みは、狛江市ごみ分別アプリにおけるバナー広告掲載申込書（第1号様式）により、広告原稿を添付して市に申し込むものとする。

(審査依頼)

第5条 清掃課長は、前条の申込みが要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は、意見を添えて広告掲載審査依頼書（第2号様式）を狛江市行財政改革推進委員会に提出し、その審査に諮るものとする。

(審査完了の通知)

第6条 狛江市行財政改革推進委員会は、前条の依頼に基づく広告掲載の審査を終えたときは、清掃課長へ広告掲載審査完了通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

(広告掲載の決定通知)

第7条 要綱第9条第2項に規定する決定の通知は、広告掲載決定通知書（第4号様式）又は広告非掲載決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（広告掲載の取消し）

第8条 要綱第12条の規定により取り消したときは、広告掲載取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市が指定する期日までに市所定の納入通知書により、広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、市が指定する方法及び期日までに提出するものとする。

（広告の掲載に伴う責任）

第11条 広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載期間の延長）

第12条 広告期間内に、市の都合で狛江市ごみ分別アプリを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じて、次に掲げるとおり掲載期間を延長する。ただし、定期的なメンテナンス及び狛江市ごみ分別アプリ終了時は除く。

（1） 閉鎖した時間が6時間以上24時間以内の場合 1日延長

（2） 閉鎖した時間が24時間を超える場合 閉鎖日数+1日延長

（広告掲載料の還付）

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかった場合は、月数に応じて広告掲載料に利息を付せず還付することができる。ただし、端数月分は還付しないものとする。

（庶務）

第14条 バナー広告の掲載に関する事務は、環境部清掃課が担当する。

（委任）

第15条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。